# 平成二十二年度

新宿区景観まちづくり審議会議事録

第四十三回

新 宿

X

開催年月日・平成二十二年八月二十六日第四十三回新宿区景観まちづくり審議会

### 出席した委員

浅見美恵子、 進士五十八、 大野慶一、提坂温子、 松川淳子、 大浦正夫、 竹内妙子、 福井清一 後藤春彦、 鹿島一 郎、 野澤康、 和田総一 雄 橋本緑 郎 阿部光伸 郎

### 欠席した委員

西村幸夫、窪田亜矢

#### 議事日程

会長及び副会長の選出について

、報告

〔報告一〕屋外広告物景観調査について

三、その他

議事のてんまつ

#### 午後三時

折戸課長(定刻になりましたので、第四十三回、新宿区景観)

まちづくり審議会を開催したいと思います。

員としてよろしくお願いいたします。 皆様方におかれましては、七月一日から、二年間、新しい委

す。ざいました。そのほかの委員につきましては御出席でございまが、所用で欠席とのことです。皆様によろしくということでごまず、本日の会の出欠についてですが、西村委員と窪田委員

成立しております。 二項によりまして、委員の過半数が出席ということで審議会はそれでは、新宿区景観まちづくり条例施行規則第三十九条第

思います。お送りしました資料の御確認をお願いしたいとてございます。お送りしました資料の御確認をお願いしたいととおりでございます。本日の資料につきましては事前に郵送し次に、本日の進行でございますが、本日配付しました次第の

と新宿区の関係」というのをお送りいたしました。それから参考資料二ですが、「屋外広告物施策における東京都資料といたしまして、「屋外広告物の規制及び施策について」、報告―は、「屋外広告物景観調査について」、それから参考

審議会の説明資料ということでございます。状と、それから次第と、それから参考資料三、こちらは本日のそれから、本日、皆様に、机上配付資料といたしまして委嘱

すが、配付しておりますから景観まちづくりガイドブック、既にお持ちの方もおられま宿区景観まちづくり計画・新宿区景観形成ガイドライン、それっ男より就任いたしました委員の皆様方につきましては、新

ので、お手を挙げていただければ配付いたします。 もし、資料がないという方は、事務局で用意してございます

それでは、具体的に、本来であれば区長が皆様方に一人ずつございますか。大丈夫ですか。よろしいですね。

ので、 お せていただいておりますので、よろしくお願いいたします。 委員でございます ごあいさつにつきましては、また後で行う予定でござい まず、 それでは、 願いするということで委嘱状を渡すということでござい 略式でございますけれども、委嘱状を皆様の机の上に置 今はお名前を御紹介するということでございます。 見識を有する者ということでございますが、まず進士 順に私のほうで委員の御紹介をいたします。 ます か す

進士委員 進士でございます。よろしく。

松川委員 折戸課長 松川でございます。よろしくお願い それから、 松川委員でございます。 ŀ١ たし

ます。

ます。

折戸課長 それから、 後藤委員でございます。

後藤委員 折戸課長 それから、 後藤です。 野澤委員でございます。 よろしくお願いいたしま र्ने

折戸課長 野澤委員 それから、 野澤です。 橋本委員でございます。 よろしくお願いいたします。

橋本委員 橋本です。 よろしくお願いします。

浅見委員 折戸課長 浅見でございます。よろしくお願い それから、 浅見委員でございます。 い たします。

折戸課長 それから、 大浦委員でございます。

大浦委員 大浦でございます。

折戸課長 それから、 福井委員でござい ます。

福井委員 よろしくお願いします。

折戸課長 れ から、 和田委員でござい ます。

和田田 和 それから、 田です。 よろしくお願いいたします。 阿部委員でございます。

> 阿部 でございます。 よろしくお願 ١J しま す

折戸課長 大野委員でございます。

大野委員 大野でございます。 どうぞよろしく。

折戸課長 提坂委員でございます。

提坂委員 提坂です。 よろしくお願いいたします。

折戸課長 それから、 竹内委員でございます。

竹内委員 竹内です。 よろしくお願いします。

鹿島委員 折戸課長 鹿島でございます。 どうぞよろしくお願 鹿島委員でございます。 しし しし

たし

でございます。 幹事でございますが、 席させていただいています。 から、地域文化部長の酒井幹事でございますが、 事でございますが、 新宿区の指定職になっております。 こざいます。 折戸課長 それから、 それから、 本日は所用のため欠席でございま 所用のためおくれて出席するということ 幹事の御紹介でございますが、 教育委員会事務局次長の蒔田幹事で それから、みどり土木部長の野崎 まず総合政策部長 所用のため欠 す。 の 幹 それ は

ますので、 蒔田幹事 折戸課長 よろしくお願いいたします。 こちらのメンバーで本日は進めていきたいと思い 蒔田でございます。 よろしくお願い いたしま す。

会長及び副会長の選出につい て

日からということでございまして、まず、 長 皆様の任期 ば 先ほどもお話ししましたが、 最初でございます

5

きたいと思います。がのので、会長と副会長の選出ということから始めさせていただ

ますが、よろしいでしょうか。で、決まるまで私が座長として進めさせていただきたいと思い今回は初回ということでございまして、会長はおりませんの

ただきます。 それでは、会長が選出するまでの間、私が会を進行させてい

おられますか。 員の互選ということでございます。だれか御推薦される方とかでは、まず一番最初、会長でございますが、条例により、委

## [「進士委員」と呼ぶ者あり]

手) 折戸課長 今進士委員というお声がございましたが。 (拍

か。したが、進士委員にお願いをしたいと思いますが、いかがですしたが、進士委員にお願いをしたいと思いますが、いかがです会場からも引き続いて進士委員でどうかというお話がございま前回も進士委員が景観審の会長をなさっておりましたし、今

## (「異議なし」と呼ぶ者あり)

お願いいたします。 折戸課長 それでは、進士委員、会長ということでよろしく

では、会長席のほうにお願いいたします。

進士会長(進士でございます。どうぞよろしく。

一応御推薦いただきましたので、お引き受けさせていただき

ます。 どうぞ。

言だけごあいさつしていいですかね。 今回新しいメンバーも加わっていただいたようですから、一

席の皆さんが形式的にある時間拘束されるだけというのも、 で、そういう気分でおつき合いいただければと思いま ただけるようにだけは、私の努力でしたいと思っておりますの たいと思っておりまして、できるだけ皆さんが気楽に御発言い るたけ実質楽しい議論をする、 てももったいないと思っているんですね。ですから、 やめたほうがいいと思っていまして、 条例に基づく権威 私の主義としては、 ある組織ですが、 形 式的に審議会というのは非常に 本質的な議論をできるようにし 権威ぶって中身がない それからもう一つ、 私はでき कू の ع

ってあげるというのがこの審議会の役割だと、こう思ってい らかにやりたいと。要するに行政の人は行政の専門でプロなん と思っております。 するようなね、そういう形式的なものにはここではしたくない すので、余り議会のようにきっちり言葉じりをつかまえて問答 から、それに対してよりいいアイデアとか、建設的な意見を言 ですから、一生懸命その目的に向かっているわけですね。 と悩んで、動かなくなると困りますから、そうじゃなくておお て、日々の行政に反映していただければいい 見をいただいて、行政の皆さんはその全体の雰囲気を感じとっ 議会でこういうことになっていたんだから、これをどうしよう つまり、権威はありますが、 余り形式張らないで自由に御意 と。一字一句、 です ま

思います。 そんなつもりでおりますので、どうぞ御協力いただければと

どうぞよろしく。

この後は、副会長の選出についても互選ということになって折戸課長 進士会長ありがとうございました。

くお おるんです 願いい たし が、 ます。 会長が選出されましたので、 会長、 後はよろし

進士会長 はい。

それでは、 副 会長、 しし かがいたしましょう。

ミかな。 既に会長をやっておられてお忙しいし、きょうもこれ大学のゼ 村先生が年功序列だと長いんですが、西村委員はいろんな区で ょっとまだ初めてでいらっしゃるので御無理ですから、あと西 先生がなられましたが、 お悪いということで、 田先生がこれまでやってくださっていたんですが、 今回おかわりになったんですよね。 地元の大学がいいとは思いますが、ち 野澤 が

かね。 だから、 そういうことでいいですか。 申しわけないけれども、 (拍手) 後藤委員、 お 願 l١ で きま す

たら、 宿のために貢献していただかなきゃいけないので、 私は、 皆さんの御賛同を得られればと思いますが。 地元がやっぱり。そうすると、責任持って早稲 お 願 い (拍手) 田 でき は 新

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

思いま・ 進士会長 <del>क</del>ू では、 すみませんが、 おつき合い い ただきたい لح

それでは、 そこまで は いいんですか。 この後はどうしましょ

折戸課 長 で ţ 席 を移動させて....

うのは、 ていただくような。 の代理をすると書かれていますので、当面ここで意見を言わせ 藤副 会長 会長に事故 よろしいですか。 何かそこにおひな様のように進士委員と並 があるとき、 または会長が欠けたとき職 できれば、 副 会長の 任 務 務

> h 進士会長 そういうねらいもあるのかもしれませんけ 座るの は 意見が言いにくくなってしま ますの れども。

いい、それで。では、逆にこれだけ持っていけば、

折戸課長 進士会長のところの札を、 札だけ持って、 後藤委員の札を持っていってくだ 会長の横に持っていってくだ

後藤副 後藤副会長 進士会長 会長 いずれにしても、 消去法で副会長に..... すみません。 なれしんだ席のほうが ではそちらで一言だけちょっと。 い ١١

進士会長 ١J ゃ そういう.....

のことをしたいと思います。 景観に反映してくることが重要だと思いますので、 いかなくちゃ ましたように、 後藤副会長 いけないこと多々あります。 区内の大学として新宿区と協調しながら進 後藤でございます。 先ほど会長の御推薦に 特にその成果として、 できる限り つめて あ IJ

よろしくお願いします。

進士会長 それから、 あとは何か先ほど御意見をいただくと

言っ たのは

がたいかなと事務局では考えております。 なかったので、一言ずつ自己紹介とかしていただけると、 折戸課長 皆さん、これから一言ずつ、 さっきお名前し あり

進士会長 そうですか

なっ ね そうしますか、屋外広告物景観調査というのを今回 ほとんど今までからの方が多いですけれども。 て、それのきょうは御報告だけなんですね。 務局配慮したように初会合ですから、 応形の上では です 初会合なの [おやり か 多

ですか。 じゃない本音が聞けるかなという気がするんだけれども、どう その感想も含めて皆さんが御発言されると、 もしよければ、 す。 で 私 おー それ大事なことだと思いますのでやりたいんですが、 人お一人のお考えとか御感想をということらし きょうのメインテーマの御報告をい 抽象的 な社交辞令 ただいて、 で

れば、 折戸課長 それで結構です。 はい わかり ました。 会長がそういう御意向であ

ちょっと変えさせていただきます。 ことも発言していただきますが、 ただきたいと思いますから、 ついての御意見は全員からいただこうと思いますので、 た上で、この審議会の将来とか、これからの新宿の景観 いいでしょう。ですから、 士会長 できるだけ、せっかくお集まりいただいたので御意見 では、 お一人お一人、 別にもちろんきょうのテーマ以外の ただ材料があったほうがしゃべり きょうの調査報告をい 私 最初に 申し上げ たよう ただい 行 順 をい 政 番 に

報告一〕屋外広告物景観調査につい 7

いて、 進士 報告 会長 をちょうだいしたいと思います。 それでは、 早速ですが、屋外広告物景観調 查 につ

観担当 もよろしく 志 原 主査 の 主 査をしております志原と申します。 どうぞこれ 願い それでは、 ١J たしま 屋外広 ず。 [告物景観調査につきまして、 から 景

私の ます。 ほから、 スライドを使って御説明させていただきたい لح

お

で 申し わけござい ます。 ません、 座っ て説明させ  $\overline{\zeta}$ L١ ただ

きます。 失礼いたし 暗くいたします。

それでは、 屋 外広告物景観調査につきまして御報告と御 説

明

をいたします。

の中からポイントを絞って御説明させていただきたいと思 お配りしています資料、 報 告一 の 御説明となる Ь で す が、 L١ ま そ

向性 ζ 歴史あるおもむき外濠地区の区分地区指定の検討とあわ また去年から委員をされている方はもう御存じかと思い 施設であります新宿通り、 新宿区は、 外濠周辺について屋外広告物の調査を行いまし を検討していく上で基礎資料とするために、 屋 外広告物の現状を把握し、 神楽坂通り、 早大通り 良好な景観 景観 の沿道 た 重要 形 ゙゚ますが、 ですね、 せ 成 公共 ま の 方

告物は、 るもののみを調査対象としております。 高さといいますが、 象としまして、 ただし、 も展望できる広告物も調査対象といたしました。 外濠周辺区域は、 景観形成に影響が大きいと推測される広告物の 野立看板、 新宿通り、 広告物の一番上の高さが十メートルを超 外堀通りに加えて、 屋上広告物、 外濠周辺では、 壁面看板、 外濠の千代田区側 高さですね、 突出看板等です。 対象とした広 天端 みを対 か の 5

その内容についてこれから御 この調査結果を踏まえて、 顕報告い その分析と考察を行 たします。 L١ ま たの で

調査数と傾 何です。

ま

板種類です。 こちらの色 を塗っ 新 宿通りと外濠周辺区域は、 た部分が、  $\overline{\mathsf{X}}$ |域ごとで| 番比率 + メートルを超 の高 かっ え た

こと、 早大 す。 入れましても 間の比 えるも る も Ó 、 通 り のも 新 較はできない は比較的同じ傾向であることを読み取ることができま 宿通りには突出看板が多いということ、 特 に外 対 象としたという都合がございまして、 外濠周辺地区には屋上広告物が特に多い 濠 周辺区域では、 んですが、 調査から除外した対象を 突出看板は十五メー 神楽坂通 単 純 1 とり 考 な ル IJ 慮 調 を う に

御説 ١J たします 明するん れから各項目 ですが、 の 関係など、その分析や考察などを御 説 明の前 に使用する用語 に つい て 御 報 告と 説 明

板は、 の 建物の屋上に設置しているもので、この種類には 地 いうものや、 ま は 面に直接設置している看板のことをいい まず先ほどから出ているんですが、 た、 建 建 規制項目で使用する用語の御説明でござい 物 物 から横に突き出して設置している看板をい の 屋上広告塔と呼ばれるものがございます。 壁面に設置されている看板です。 野立 看板 ます。 突出看 は 屋上広: 屋上広告板と 地 ま 板 盤面 ١١ 壁面 告物 ٢ ま す。 いう ビ は

おります。すと、青色で図示してあるものです。これは天端高さと呼んで上端、広告物の一番上までの高さをいいます。この図でいいま、丘ほども出てきましたが、天端高さは、地盤面から広告物の先ほども出てきましたが、

置さ さということになり れ 告物高さは、 ている広告 1物であ 広 ŧ 告物自体の高さです。ですか ず。 れば、 図も赤色のものでござい 屋上から広告物 の上端 5 ま まで 屋 上に の 設 高

かを示しています。図の紫色で、ちょっと小さいんですが、下建物からの出幅は、突出看板が建物からどのくらい出ている

のほうにあります紫色の幅でございます。

色のものでございます。ね、下端までの高さをいいます。この図でいいますとオレンジーが道上地上高、こちらは歩道の地盤面から突出看板の下です

の黒色でございます。 横幅は、この御説明では、広告物自体の横幅を指します。図

用語の説明は以上となります。

につい が、 れらの実際広告物の規制の対象となり得る項目でもあるん たします。 これから各種看板について、 それぞれの関係ですとか分布をグラフにした図をお示しい て考察してい そして、 うきます。 そこから読み取れる広告物の景観 その天端高さ、 建 物 高さ 施策 です など

ラフで御説明しているんです お配りしました資料では、 たします。 そのうち特徴的と思われる五つの図についてこれから御 が、 全部で十の お時間の都合もござい 义 に つ l١ ζ + ますの 個 の 紹 グ

まず野立看板です。資料の中では、図一として御説明してい

るものでござい

ます。

以下、 定している条例なんですが、 下という規制となっており 東京都屋外広告物条例、 この図は、 ただし商業地域内の自家用広告物に限り十三メー 野立看板の天端高さと面積 ます。 これ東京都で屋外広告物のことを規 そちらでは天端高さは十 の 関係 を示し メートル て 1 L١ ま ル

IJ 画 の自治 を図に示してございます。 参考として、 体の 条例では、 名古屋市の景観計画及び横浜市 面 品積 を規 ちょっと小さくて読 制 項 目とし て る みづら の も )景観 の も

が、 いうことでございます。 新宿通り、 積は縦掛ける横が面積になるので、非常に大きなものが、この の りと外濠周辺にあるということでございます。 ラフになっているんですが、 に十メートル以上のものしか調査していないので、 周辺では、こちらは小さいものを調査していないんですが、 大体おさまっているということでございます。 それほど大きいものは普通はないんですが、四メートル以下に 沿道では、 名古屋 か この トル以内といっ ほうにプロットされていますが、そういった大きなもの、 も そ U X 市 の条例での規制値をグラフに示したものでござい れ 域別の傾 では十五平方メートル以内、横浜市では二十五平方メ な 天端高さ、 外堀通りには実際に今設置されているものがあると ١J んですが、 向といたしましては、 たような条例の規制があるようでござい 広告物の高さは、これ野立看板ですから この緑色ですとか青で示してい 極端に大きいものが、この新 神楽坂通りと早大通り このグラフの上 新宿通り、 こういうグ ます。 ま ます。 宿 逆 面 通

ろでござい やるとした場合、 め えられるということが読み取れると思います。 四メートル以 道 Ľ この野立看板の調査結果の考察としましては、 既に既存看板が現在ありませんので、 この天端高さの規制を強めるということが政策として考 大通り沿道では、 ます。 理 解を得られやすいのではない 特異な大きさの看板を抑制してい もしこういった規制 かとい 神楽坂 うとこ 通 < IJ た 沿

の説明となります。 続きまして、屋上広告物でございます。こちらは資料の図三

この図は、屋上広告物の広告物の高さと建物高さの関係を示

しています。

制 三分の二という規制がござい 値ということになります。 京都の広告物条例では、 ま 屋上広告物の高さは、 す。 この図では、 赤色の線 建 物 高 が さ 規 の

は三分の一というような数字が示されております。中市のこれは条例ではなくガイドラインなんですが、豊中市でちなみに、名古屋市の景観計画では、この高さ二分の一、豊

で高さが大きくなる屋上広告物が見受けられます。堀通り沿道では、建物高さが高くになるにつれ、規制値近くまっての調査した区域別の傾向としましては、新宿通り沿道、外

逆に高くなるとおさまるということが読み取れます。 ないんですが、 ル以下という規制があるので当たり前なんですが、 まで設置されている実態があるんですが、 トル以上になると、こちらは条例で天端高さが五十二メート そして、 建物高さ三十二メートルまでは、 屋上広告物の高さがおおむね十メート 建物高さが三十二 規制値 設置ができ に ル以下に 近 位 メ 置

の関係を示した図四でございます。続きまして、同じく屋上広告物の今度は広告物の高さと横幅

ません。の規制はございますが、何メートルというような規制はございいうのはございません。先ほどの三分の一といったような比率東京都の屋外広告物条例では、この高さの絶対値的な規制と

上げられているようでございます。 広告物の高さは四メートル以下にするということが目標として、文京区のほうでガイドラインがありまして、こちらでは屋上

区域別の傾向としましては、新宿通り沿道、外濠周辺で屋上

たもの れるもの が横幅よりも大きい、 上広告塔について顕著な傾向としまして、 わせてこの図にプロットしているのですが、 広 示していますが、 が横幅以下であると、 物 も の ij には多いという結果が読み取れます。 掲載してございます。 面 積が大きいものが見受けられます。 先ほども言いました広告板と広告塔を、こ お配りの資料では、これをそれぞれ別に つまり縦長のものが非常に広告塔と言わ 安定感があり好ましいとい その結果で比べてみますと、 やはり広告物の 図の中に — 般 わ に 点として れ 広 ゚゚ます。 れ 高さ 示し を 屋 あ

行うことで、 さとの比 ロールできるということがうかがえます。 屋上広告物の考察といたしましては、 それに加えまして天端高さ、 率による三分の二という都条例の規制 屋上広告物、 屋上につくる広告物の高さをコント 広告物の高さの規制 現在の規 値 制 が あ 値 値変更 る の h 建 です 物 を 高

しれません につれ、 ような巨大な広告物が設置されていたということもあったかも の 高さ制限が仮になかったとしたら、 れ は極論なんですが、もしも今の都条例の五十二メー ひょっとしたら二十メートル、三十メートルといった 建物の高さが大きくなる 1 ル

ないかということでござい 広告塔を抑制するという効果があるということがい くするという規制を行うと、 また、 規制項目としまして、 、 ます。 広告物の高さを横幅よ 般に高く大きくなりがちな屋上 えるの IJ も では 小 さ

七として御説 まして、 明 しているものでございます。 壁 面看 「板についてです。 こちらは 資料 で 义 の

図は 壁 面 看板の天端高さと建物高さの関係を示してい

ま

さ制限がござい ほどからありますが、 都 の 条例では、 ます。 五 商業系地 十二メートルが最大という絶対的 域における広告物 の 高 ゚ゔは、 な

市と横浜市のものでござい 受けられます。 の事 他の自治体でも、この天端高さを規制項目とし 例では 東京都の こちらは、 値よりも厳しくしているという事例 ます。 緑色と青色で示しているのは名古屋 てお IJ ま が見 て

他

ま す。 坂通り、 告の対象としているターゲットの違いが、この大通りと、 このグラフから読み取れます。 れるということでございます。 りですとハメートル以内に大体設置されているということが、 おおむね一定値、 最上部に設置しているということが、 建物の高さに比例して天端の高さが大きくなってい 区域別の傾向としましては、 比べまして、 早大通りとで大きく看板のター 神楽坂通りですと二十メートル以内、 神楽坂通り沿道ですとか早大通り沿道では これらのことから、 新宿通りの沿道と外濠周辺 このグラフからうか ゲットの違いが読 明らかに広 . る。 早大通 建 神楽 がえ 物の み取 で

大きな とが わい ような、 告物の上の高さの規制値の変更によって、 この壁面看板の考察といたしましては、 をター えま を制限することが、 商業広告ですとか、 目 の創出ですとか、 的 を持った景観コントロー ゲットとし 例えば、 天端高さを二十メートル たような広告には影響は 逆に商業広告物を抑制するといった 技術的にできるということが推測 建物の上に出すような自家用広 ルが可能であるというこ 天端 歩行者に対するに 高 ない Ś 以下とすれば 建 h です

きます。

が可能であると思われます。るかというような分類作業をもし行えば、より精度の高い分析ますので、これから内容や、どういった対象とした広告物であいんですが、現在対象とした広告物はすべて写真撮影してあり広告物の内容の解析までは、今回の調査ではまだ行っていな

料では図十として説明してございます。(続きまして、突出看板についてでございます。こちらは、資

ます。 図は、突出看板の歩道上地上高と建物高さの関係を示してい

制内容となっております。ル以下の場合は二・五メートルといったような、そういった規ル以上必要であると。ただし、建物からの出幅が○・五メート東京都の屋外広告物条例では、歩道上地上高は三・五メート

二・五メートル以上としているところもございます。 名古屋市などは、建物からの出幅に関係なく、歩道上地上高

す。では、都の条例規準に適合していない事例が多く見受けられまでは、都の条例規準に適合していない事例が多く見受けられま」区域別の傾向としましては、神楽坂通り沿道、早大通り沿道

上地上高は基準に とです。 地上高は、 告物を設 比 のことから、 較しまして、この神楽坂通り沿道及び早大通り沿道 察とい 置して ほ かのも 規準に たし 当 ١١ ましては、 該地域においては広告の掲載需要と規制値の 適合していないというものが非常に る の 適合していないものが明 Ō は にもかかわらず、 比 較的、 屋 外広告物に関する他 皆さん、 この二つの この基準に適 らかに多い の規 通 多い 合し IJ というこ の 制 の 歩 項 步道 て広 道 目

ます。間に少しギャップが大きいのではないかということが読み取れ

考察と分析についての説明は以上でございます。

ます。 ゕੑ どのような手法で取り組んでいくかということが効果的 ことでまとめてみました。 続きまして、 今検討している段階でございますが、 分析とこの考察を踏まえた取り組み まだ事務局としましては、 幾つか例示をい の 具体 例 である ع たし 的に ١J う

御 まして、 説明い この取り組 現 たします。 死在の屋 み の 外広 御 説 2.告物行 明 に関 達し 政について簡単に まして、 基礎 仕組 的 な御 み に 説 うい 明 ع て

ているということでございます。います。この許可の内容は、東京都屋外広告物条例に規定され得ないと出せないという仕組みになっているということでござます。ですから、広告物を新たに出したいという方は、許可をます。ですから、広告物の掲出に対するさまざまな制限がござい可制度によって広告物の掲出に対するさまざまな制限がございます

るもの. け ま の 広告物に関する制限事項を定めることができます。 あります新宿区は、 )実効性· ゚゙じ゙ ていますが、その景観 さらに、 ようとする場合は、 ように この になるた を担保する仕組みとして、 !東京都 この通常の許可基準に加えまし ため、 め、 の条例 実際に広告物に関する制限事項を新 X その景観計画の中に、 東京都と十分協議しまし の景観計画に記載した規定は、 の まちづくり計画に地域を限定し 中に定めていくという必要 やはり屋外広告物条例 きょうもし て、 景 て 観 東京都 しか 行 宿区 そっくり 部 がござい 政 で 屋 お 寸 が に 配 体 ょ 外 で

携しながら進めていくということになってございます。

その 画で 宿御苑 いうのが現状でございます。 自 示に関する制 制 の広告 ع まま引き継いだものでございまして、 実は定めた内容を、 ぉੑ の 周辺 物に関する取り組みというのは、 ましては、 新 宿区景観まちづくり計画では、現在広告物に 限の事項を定めていますが、これは のエリアなんですが、こちらについ 新宿御苑みどりと眺望保全地区、こ 東京都から景観計画を引き継 今実施してい 現在新宿区として独 東京都 て広告物 L١ ない だ際 景観 れ 関 す の は に 新

ている 組 め の その内容をこの特定区域の許可基準にすることができると。 けられた街並み景観ガイドラインというものをつくりま 宿区のほうで地区計画を策定して、その地区計画に広告物 可 うのをこの条例の中に設けることができます。 ^る規定を設けるですとか、しゃれ街条例でまちの中に位置 その |基準を設けるためには、 めるというような仕組みになってございます。 られますと、 ほかは広告誘導地区ですとか、 もの ほ か、 が、 通常の基準に加えまして、この特別 都条例の中に位置づけて、この許 その特別許可基準なんですが、こちらの この図にありますように、 広告協定地区というもの この青色 許可基 可制 度に取 例 すと、 えば 特別 っ で 示 準と に定 に そ づ 関 IJ 許 新

うことでございます。 て、 可の ここで少し複雑なんですが、この広告物条例で定め 務 申請 も新宿区 新 新 宿区 宿区 窓口が、 が がやることになっております。 行っ が これは事務処理の特例というのがござい ていると。 の都条例に基づいて今実施しているとい 申請 の窓口も新宿区であ 実際の 許 可する た規 制 業 許 ま の

> ま す。 うことを東京都は発表しているところでござい この広告物の条例 を制定 まして、 L١ ます屋外広告物 の しかし、 することができるというように現在法改正がなされ ように 都 条例の中 複 現 雑 在の 法の の な 制定に関しては、 で定めれ 仕 東京都 改正によりまして、 組 みになっています ば、 の見解としましては、 実は新宿区が屋外広 移譲する予定は が、 東京都 景観 ま ど協 市区町村に 法 告物 な 議 制 定 こい ع 条例

必要がございます。とをしまして、東京都と協議を行いながら実施していくというて取り組む場合には、景観計画に定めるですとか、そういうこしたがって、新宿区がこの条例等により法的な強制力を持っ

いと思います。 考えられます取り組みの例について、四例、御紹介していきた 説明が長くなりましたが、実際にこの分析と考察を踏まえて、

す。ておりますが、こちらを緩和するという一つの提案でございまておりますが、こちらを緩和するという一つの提案でございままず、突出看板の歩道上地上高、三・五メートル以上となっ

はないかと考えます。 でございます。 ルとして、 することによって歩いて楽しい歩行者空間の形成が図れるので 歩行者に対するにぎわいが求められるようなエリアでは 考察でも 都条例ですとか規制の改 触れ まし たが、 緩和でござい 神楽坂通りですと ますの 正が必要になるということ で、 が 早 こちら地 大通 1) で 緩和 は

通り沿いや新宿通り沿いでは、 絶対高さ以下とするという一つの案でござい きまし ζ 例二とし まして、 おおむね三十一メー 天端高さを高 ま 度 す。 地 X ۲ 現 の 在、 ル 建 の 築 建 物

うことがいえます。 から、 の 後 十二メートルであるため、 定できますが、こちらは広告物の天端高さの条例 告物の設置はできないの 通りでこ 進んでいくということが推測されます。新宿通りでは、 ます絶対高さ制限までの高さまでの建て替えというの 物 が多く見受けられます。 今後五十メートルの高さの建築物がふえてくることが想 の 絶対高さが五十メートルとなっておりま で、この案による効果は余りない 建物が五十メートルであれば屋上広 ただ、こちらでは 新 が都条例 宿区で設 す。 いが、 今 多く です で五 الم け

えるというような効果も期待できます。 ば 屋上広告物が設置可能ということになります。このため、 四十メートルですとか、 ま 高さを仮に 条例の規制値のままですと、 ルというふうな絶対高さ制限となっております。 た、 ただし、 屋 絶対高さ制限の高さで通りの建築物のスカイラインを整 上広告物の ですけれども、絶対高さというようなことが 外堀通りに 設置を抑制できるということが考えられ 関しましては、 ちょっと入ったところでは二十メー 広告物の高さが十メートル以上 現在絶対高さが沿 現 在の できれ 道で 広 ゚ます。 告物 の 1 は

ます。 端高さを地域の実情に応じて設定していくということでござい続きまして、例三として挙げてございます。屋上広告物の天

効果的<sub>·</sub> さ 広 告物は除くとか、 の ij 実際そ 制 限に とさ こ の れ の 例えば 手法 効果は大変大きい手法 東京都 は そういった除外の規定を組み合わせること 今御苑周辺でやっているんですが、 の 現 ほうでも実施している手法ともい 在新宿御苑の周辺でも実施して、 でござい ます。 この 自 关端 えま 家 用 高 番

> 討が とができます。 屋外広告物が多く発生するということでありまして、 に よっ 必要となります。 Ć 特定用 し かし、 途 の広 それは裏返しますと既存不適 告物 の 掲出を実情上抑 制する 慎重 格となる ح 一な検

ざいまして、この場合は広告の掲出者の自主的な取り組み てい すということで、 る規制ではなく、 て示すという方法も考えられます。 このため、 ますような、 広告物条例 効果を期待するということでござい ガイドラインを定めている自治体も幾つかご ガイドラインのような穏やかな誘導方針とし による 規 **漁制では** 実際にこのように条例に なくて、 文京区 ま の やっ を 促 ょ

告物事前協議制度の創設という御提案でございます。 最後となりますが、例四でございます。 特定地域での屋外広

Ą このような物理 囲との調和といったようなことを、 るといえま とは非常に困難でございます。 める必要がございますが、 屋外広告物条例による許可制度では、 質によっ て掲出を制限するということは技術的 的な制限はできても、 実際に広告物のデザインですと また、 数値的に表現するというこ 広告物のいわゆる質です 広告物の掲出に やはり数値的 に限界があ よって、 規 制 か周 を 定

組 協議による緩 施 みに着手できるというメリットがございます。 する場合は、 加えて例三でも to か 合意形成に多くの 触れ な誘導であれば、 まし たが、 時間と労力が必要と 効果の大きい 比較的早くこうい 法 的 な なります 規 た取り 制 を実

です るといえます。 ま デザ 協 議制 1 これは新宿区がずっとやっております建築物 ン等も含めたきめ 度による緩やかな誘導であれば、 細やかな景観 誘導が 制 実施 力 は で な 11

るのではないかと思われます。の誘導での実績から、広告物に関してもある程度有効に機能す

着手ま 例ですが、 ます。 の質についての誘導を行っている事例もございます。 行うかということについても議論が必要であると考えており まく機能しないおそれがございます。 影響も大きいため、 行政が行うということも可能ですが、例えば銀座 協議 での期間が非常に ながら、 地域で自主的な組織や協議制度をつくって、 のために二週 大きな課題もございます。 強制力のない協議制度では、 間 1短く、 三週間が必要となるが、 協議期間の確保に課題 また、 だれがその協 広告物は 結果としてう 経済的 発注 な がござい 広 Ь かの 告物 議 か ŧ

ました。本日の報告では、具体的な取り組みの例として四例お示しし

思いま・ います。 議論が始 ていますが、 眺望を守るための広告物の掲出制限については、 の 一つであるということは多くの方が感じていることであると 屋外広告物では、 र र まったばかりであると考えております。 U かしながら、 既に実施しています新宿御苑のような文化財 着実にその経過が現在出始めているところでござ 良好な景観形成を図る上では、 次になすべき取り組みに 時間は うい 大きな て、ま かかっ 庭園 課題 の

りま 的な規制 まな御意見を十分聞いた上で、 んでいくべきであるか、どのように展開していくべきかと 非という議論等も含めてございます。 回 新 のような調査結果の分析を踏まえ、 宿 項 X 目 [や規 の 特 徴ともいえる広告物がどうなるかと、 制 値の議論もございますが、 本日、 御紹介したような具 また、どのように また各関係 また繁華 者の 街 も さ ぁ 体

> 皆様には を検 っ していきたいと事務局では考えておりますの 根 本 まざまな視点から御意見をいただければ幸い 的 な部 分も含めて、 今 後 の新宿日 区の行う広告 物 施 の

進士会長(御説明ありがとうございました。長くなりましたが、御報告は以上でございます。

いう発想ではないと思っております。 L١ ねつつも、 私は、 ますとね、 も加わったところで、 それでは、 それが機能している場合も多いわけですか 単純に景観上、 きょうの問題提起は今、 広告物というのも、 先ほどちょっとお約束いたしました 広告物を取り締まればいいというそう 自己紹介といいますか、 それなりの大きな使 広告物行政のことです。 自分の言うことを先に 自己紹介を 新し 命 メンバ あ

るに、 だから、デザインをただやるというのは、 てもわかりますよね。どうも外濠にあれはどうかという、 やるにしても、それは好き嫌いじゃ あったようにね、 きだろうと思うんですね。それから、 の内容というのは、 いう直感はどなたでもお持ちでしょう。 つけるわけにも イメー ただ、 |外広告物法というのは非常に長い歴史があるんですが、 本格的 多数がどう思うかということが、 ジというの 今の最後の外濠のあの広告物が目立つの に議論はできていないと思います。 しり 事務局の。 かないし、 まあコモンセンスだと思うんですね。 があるのに、 本当に なかなか難しいですよね。 そうじゃ 難しい ないかとか 場所柄というのがあると。 ですから、 やっ ないイメー んです 先ほどのコメントに ぱり基準に ね、それ ね。 ば 屋外広 だ ジを押し から企 になるべ れ そう 要す なか . が 見

から、 ここからあるわけですね ζ とミスマッチで損しているというのはたくさんありますよね。 れるんですが、 みんなで、 初めて客観 ってくれたと思い ラフだったので、 調査委託をして、 本当は建築家と広告業がもうちょっとコンビネーションがよく ねとかね。 大変なことだと私 んだと思いますが、そういうようなこととか、いろんな課題 最初から考えられないものかとかね。考えているのもある は 全部見たいもんだという気もするんですけどね。見ると 今回事務局が、これ二年前でした、 それから、ここには建築家、建築事務所の方もおら ああ、 的なデータでやった。 建築物はいいデザインなんだけれども、 ここまでデータを出して。 すぐぴんときたかどうかちょっと不安ですが ます。 あれはいいねとか、あれはちょっと気になる は思っています。 屋外広告物という非常に難しい できれば、 つまり、 いい取り組 全部とったらし ちょっと高級 調查。 二年 広告物 議論 み 前 をや なグ が

こう思って 少しきょうは、 議会での役割、 最初に申し上げたように景観行政、 御自分の たので、 ちょっとイントロ長くなりましたが、これからお一人お一人 広告物を少し意識して、それを絡めながら、それを共 話 お考えを御披露いただきますが、そのとき、 お 題 ります。 を共有する形で御紹介いただいたらい そういうことについて御発言いただきますが、 せっかくこういうプレゼンテーションをもらっ 新宿に対する希望、 あ かなと、 景観 るい は

に調査に基づいて議論するというのは。ですから、科学的なデ議会、随分長いんですけれども、初めてです。こういう本格的「景観行政にとって非常に重要な広告物の議論は、実はこの審

今言っ うはおしまいにしたいと思っていますので、 ので、 うのは経済的な意味も非常に大きいので、 ı と思っていますからね。 価値というか、 いう面もありますしね、 おりやりたいというわけでもないんですね、事務局は。 とても大事で、その後どういう体制で、 いし、それに基づいてディ 一時間ぐらいは大丈夫かな。 コントロールするという、そういう単純な発想はもう意味 四つの例だった、 タとか、 したいと。 単純に景観論というと電柱を埋めて看板をなくして色を たようにたくさんの議論があるでしょうから、 客観 意義というのも私は大いにあると思っ 的 なデー 最後。 ぜひ本音の議論を、 それから新宿のまちにとっての タをまずとっ たということは 四つの例えばのアイデアを、 スカッションするということも 約一 時間ぐらいこれやっ どうしたらい 企業にとっては 三時から どうぞよろし 7 ζ だか 広告とい そこは このと 広 か め こくお きょ ない ます 命 て

うは自己紹介だから。どこに名簿ある。専門家は後にする。でも、一番いいのは名簿順がいいね。きょそれでは、どうしよう。松川さんからいきますか、それとも

まず私がやらなきゃいけない。 この名簿は……。でもいいかね、名簿順で。私も名簿だから、

の の まり景観 誉教授になり もちょっと関係があり 広告物というの ここにありますように、 とか風景とか造園が専門 ました。 が、 何でみどり土木部でやっているかという 私の専門 ます。 私 ぱん 実は三月で定年になっ なんですが、 ランドスケー きょうの プが専門、 たの テー で名 つ マ

実は、日本の広告物行政は、我々の造園の分野でずっとやっ

り部門で実はやっていました。 実は造園家がリードしてきたんですね。 都市美委員会というのがあって、 国もそうなんです。 風致としてやってい てきたんですね。 ている。 かったものですから、 広告物というのは、どういうわけだか今もってそれがやっ 戦前からずっとそういうことになっています。 本当はそうなんですが、そういう歴史がありまして、 非常に変なんです。 不思議なんですが、 国も公園緑地景観課というのが扱ってい ましたので、いわばみどり部分がずっ 昔は風致とか美観の中で議論して、 景観の本職ができたわけですから 都市美行政でやったとき 景観なんていう言葉 そんな歴史もありまし 戦 前 の みど 東京 が ま

つの法律が、 ふうに変えた、 法とか都市緑地保全法というのがあったのを都市緑地 観緑三法 せんで、 法というのを国がつくりました。 いるんですが、実はそれは景観法という単独の法律では それで、これは少し大きくとらえますと、二〇〇四年に 国会を通すときは景観緑三法と言ったんです。 の一つは景観法、それからみどりというのは この広告物法なんです。 それがみどりなんですね。 そのとき私は議 景観緑三法のもう一 論に加 法という 都 わっ 市 あ o 景 公園 IJ ま 観 て

法と都 5 ことは、 たときは、 ですから、二〇〇四年の景観行政を国が本格的にやると決め いうの 市 どういうことかというと、 美しい という法の精神で、 緑地法と、この屋外広告物法の改正なんです。 実は三本立てで出てきているんです、法 で、 国 全体をまさに美しい国にすると、 اتا したい。 そのためには三つとも考えなきゃ 景観緑三法という形で国会を通し みどりと広告と、それから 日本をすば 律は。 という 観

に

あげ

る賞とか何かを考えたらいいんじゃないかなと思い

拝見していました。

すてきな広告というの

も

中にはあると思うので、

そうい

なが

こいるんです。

うと、 ます。 のは全く別だと思っているんですが、そうじゃないんですね。 いい風景はそうやってできるんだという、そういうことであり 上げたというのは も重要な三分の一をここではっきりと意識してい ですから、 それほとんど議論していませんで、 景観法、 何 度 景観 まさにそういう意味で、 も言い 法って言っているだけで、 ますが、 きょうの担当で広告 本来の景観 景観法ができたとい それからみどり ಠ್ಠ 多く の ため を 、 の 場

自己紹介を兼ねて、こういうことで終わります。

松川先生どうぞ。

松川

生活構造研究所というところで仕事

を

て

お

りま

ことで、 としてまだ考えられ します。 んなことを話しかけてくるように見えたというような気 んだなというの ゃいけないなということを思いましたし、 す松川でござい 本当に広告を一度にまとめて見たの 感想ですけれども、 地域計画というのを専攻してきたんですが、 な 本当に広告のまちなんだな、 大変刺激を受けたというか、 かなか規制するとか、そういうことを余り私 ŧ ます。 何か非常によくわかったような気が ませんけれども、 建 よろしくお願いいたしま 物がおしゃべりしているように ば、 何かやっ 改めてちゃんと考えなき なくてはならない 本当に多分経験 それから新 ぱ きょうの り非 常 宿区とい いような します。 も ) 方策 の な

以上です。

進士会長 ありがとうございました。

後藤委員

ます。 藤副会長 自己 紹 介を兼ねてちょっとお話ししたい と思い

私は今、 告物なんですね 員会の委員長もやっています。それで、いろんなものが屋外広 看 板 の 都の広告物審のメンバーで、 関 係でい ĺ١ ますと、 屋外広告物の関係 特に特例許可を出す小委 でい L١ ます

ども、 出 す。 しまっています。 相場をきちんとつくらなきゃいけないと思っているんですけれ 公共性があるかということが非常に大きな議論になって、 広告物なんです。 皆さん、 それで特例の許可を与えるわけですが、要はどれ あのガンダムのときは非常に安いお金で掲出を許可 昨年ですかね、 本来、 屋外広告物を出せないところに広 お台場にできたガンダム、 あ だけ れ して 告を 屋 は の

貼って ば ルを高くしています。 らにその後、 ターのデザインは、 があります。 きのうもそれをやっていましたけれども、あれは非常にハード 人間 ていないんですね 美とか、 そのほか、 の あ ないと思いますし、 それだけを強調するようなポスター も出すことを許 る体の一 第三者評価という審査をするんですが、たまたま あれも私かかわっていまして、 最近、 都の都バスの交通局の中で審査をして、 部だけを、 都バスのポスター ですから、非常にしゃれ 少しデザインがかち過ぎた、 例えば目だけとか、 が貼れるタイプのバス停 あそこに貼るポス たポスター きれ L١ な曲 U さ え か

> すけれども、 クオリティー しながらやってい 可するということの公共性、 で す から、 の低さとバス停のクオリティー ちょっと まあ広告を出せないところに広告を出すことを います。 表現 ですから、 媒体としては厳しい 社会性ということをきちんと議 都バスのラッピングバスの の高さというのは 扱 をして 11

ある意味、 非常に象徴的だなと.....

進士会長

バスのほうはないんですか、

審

査

るところで、 るんですよね。 うかがい知るところじゃ 後藤副会長 非常にちょっとそれはうまくいってませ デザインのもとのあれがチラシから始まっ あれはあれでやっているんですけれど ないと。 あれはチラシを巻きつけ ŧ て て しし の

すが、 です。 せんけれども、 ちなみに、 ですから、 それだけの価値 きのうこれは確認してきた話なので間 都バスのポスター、 かなり広告媒体としては高い があるということで..... 片面、二週間 ものだと思い 貼って 違 ١J あ 万円 IJ 恚 ま

進士会長 一台で。

後藤副会長 画

進士会長 だから、 台で。 バスのでしょう。

後 (藤副会長 違う、 違う、バス停

進 1士会長 ああ、バス停のは。一カ所

後 藤副会長 バス停の片面、 一力所、 週間 万円

進士会長 二週間、 八万円。 高い な

か が あるんですけれども、 なり使われ出しているんです 藤副 会長 まあ二週 最近は映画 間刻みというの の事前広告のようなもので が ١J L١ 業界と L١

般会計に入るんですか。

ども、 な使い方をしなくては。 ことをやっていまして、 するような使い方をするというので八万円とっているわ 上 んなようなことが一つあります。 ロールして、 ないので、 屋をどんどんよりよいものにしていくのと同時に、その 雨が降っても、 ただその中間マージン二割とられるといってい 藤 だから六万四千円が交通局に入ってくる。そん もやるんですね。 副 会長 新しいまちづくりの資金をそこから生み出すよう 掃除をやるということで、そういう社会的 交通局に入るんだと思います。 皆さん、 先ほどのバス停周辺の環境整備ですと 個人的には屋外広告物をうまくコント 掃除をやらないとポスターを出 バスを待つのに困らないとか、そ それ ましたけれ なような けです してく に 三貢献 ス停

なっちゃうので、ちょっとそのあたりは、 だったら幾らだと。こういくと、本当に路線型の商店街 覚えだから間違っているかもしれません、二週間で一千万円。 とを許可したことがあります。 全日空ですけれども、 切出せないところを、二週間、 かと思うんですよ。 て ックして一千万円。 をジャックしても、 ただ、 同じようなこと、 いるところです。 み出すまちづくりの資金というところで、 それも僕はやっぱり相場としては安過ぎたん 丸の内で、 丸の内の一番規制の強い そうすると、原宿だったら幾らだ、 全部全日空のバナー とポスター 本当に百万円とかそういうような相 広告出せないところで二週 そのとき、これはちょっとうろ 社会実験と称して、そのときは 僕とし 美観 大変興 ては 地区、 じゃ を 屋 外広告 のバ 味 出すこ を持 間ジ 場 な 板

いければというふうに思っています。

のアジアの都市のますけれども、そ

特徴かもしれないので、

それをうまく使って

進士会長 日比谷公園で、ドイツのビール会社が一週間ぐら

藤副 な、 会長 やっ た あ の あ、 が、 たし そ れは結構いいかもし か三千万 円か五千万 れ 円だっ た。

L١

「士会長 とったのね。公園の管理費に。

いうことは重要だなと思います。くそれを使って、新しいまちづくりのお金を生み出していくと後藤副会長(ですから、本当にこういう時代ですから、うま

が、 大昔から看板をつくるというのはプロがやってきたわけ うのは、 ロッパとかすっきりしているのかという議論をよくするん 韓国とか中国の看板は、こんなにごちゃごちゃしてい 筆は、 それから、 僕はこれ筆の文化とペンの文化と言っているんですね 大きな字を書くのは、これはみんなプロの 素人でもでかい字を書けるんですね。 もう一つ、 個人的に思うのは、 どうして日本とか ペンの 仕 ζ 文化とい つですが、 なので です

畑と富士山 メートル 線の屋外広告物の規制というのはできるんですね。 なタイプのことが それから、 て走っているとわかりますけれども、 あそこは までどうのこうの。 を隠してはいけないというのがあるの さっきの外濠の広告物の件ですけれど 基本 ?あって、 的に屋外広告物全部だめでし それも在来線と新幹線と、 番 厳しいのは 神奈川県を越えると 新幹線の静岡県 ζ 沿 ŧ 特に 鉄 か 内で ろん ら何 線に お茶 道 日本の場合は「何とかあります」とかって、

半

- 紙に書

て

ぺた

みたい

なのがずっと背景にあるのではないかなというふうに思ってい

それをやはり、

ただそれが日本の、

あるいはこ

ぺた張り出すことができるような、そういう張り紙文化

やはり規制の対象になるんじゃないかなと思っています。味で車窓からの景観を考えるときには、屋外広告物というのは急に様子が変わるようになっています。ですから、そういう意

以上、雑駁でありますが.....

した。 進士会長 とても参考になる話でした。ありがとうございま

それでは、野澤委員、どうぞ。

野澤委員 工学院大学の野澤と申します。

世話になります。よろしくお願いいたします。 後藤委員と同じく地元にある大学ということで、これからお

ほうが専門といえば専門です。定の話をずっとやっていたり、密集市街地の整備を考えているますけれども、もともとは形態規制とか、建築基準法の集団規私自身、専門は都市計画、都市デザインとざくっと言ってい

田委員はちょっと後輩になるという素性です。研究室の卒業をしておりまして、西村委員は大先輩ですし、窪きょう二人とも欠席なんですが、西村委員と窪田委員と同じ

からも とをや やっております。 ておりまして、 つくるお手伝い 常に 景観については、 ずっとやっていても景観って難しいなと、 難し 初にやるなと言います。 りたいという学生はたくさん出てくるんですけ お 話 ١J ありましたけれども、 なと思っておりまして、 千葉市の景観アドバイザーというのを結 をしたり、 そのほかに最近ですと、相模原の景観 幾つかの自治体でお手伝いさせてい 幾つかやらせていただいてお 君たちのできる範囲では、大し 絶対的な評価 卒論とか修論で 先ほど進 が できな れども、 士会長 構長 IJ ただ L١ 計 のこ の ま 画 で しし

> れども、 チャレンジしてみろという話をするんですけれども、 何の役にも立たないから、それ以上のことができるんだったら 十五人集めて丸バツつけてもらいましたというようなことだと ば彼ら、 ま しないほうがいいんじゃ 都市計画審議会のほうで倉田というものがいるかと思 ころで勝負したほうがいいんじゃ 卒論生レベルではうまくい たことは 私の大学は、 倉田研のほうがそっちのほうに強いので、 景観のことをどう評価しようとするかというと、 できないからということを言うんですけ ほかにも都市デザイン、 ないかというような話もしてい かない のが現実で、 ないのという話をしています。 景観に強い、 なるべく違うと れど そこで勝負 なかなか 新 ١J たりし ますけ 宿だと

働 体こういうあい 議制度を持ち出したのはすばらしいことだなと思いまして、 ほうで四つの提案をされてい な調査をやられたなというふうな感想を持ちました う御指摘はされていましたけれども、 想を持ちました。 案されたというのは、 くことが強い きょうの 話 で、 まいなやつは排除する意識が、 ので、こういうことを、 私 もい 今後どう展開するか楽し ろんなデー ますけれども、 タを見てい こういったことを一つ いろいろ問題が 行政の方 行政の方々には ζ みだなという すごい が事 あると 前 後 立 大 協 ഗ

きましたけれども、 !らということだと思うんですけれども、 が違ってくると思いますね。 れから、 いろいろ景観計画、 今回は大きさとか高さの話で、 屋外広告物もやっぱり色に 先ほど写真の中にも、 景観条例の やっ 中で位置づ 質 ぱ よっ の IJ 話 て 建 は あるコイ 随 け 物 ま 分見え られて たこれ も

ンパー・ とか、 思っていました。 つけられるような制度構築ができるといいのかなというふうに勢の人がこれでいいんじゃないかと思えるようなところに落ち やっぱり事前協議という仕組みが、何かうまく成り立って、 識が変わってきているのかなという気がするので、だからこそ なんかにいくと茶色系の看板を同じ会社が出していたり まだ多いと思うんですけれども、 いますし、 そういう歴史的なところでは自動販売機の色も違って 企業の側も企業カラーというのにこだわりを持つ会社も キングの黄色い あ るいはコンビニエンスストアの色も違って 看板がありましたけれども、 少しずつ法規ができたの あ れ きたり する も で意 きて Ш 大

よっ らも、 ことを考えて もして う気もふ ていて。 の大学のイメージを下げていただいているのかなという気がし す す 実は私の大学の前によく路上駐車している、 やたらめっ たらがちゃ がちゃ と広告が貼っ てありますけ したけれども、 た景観 ね。 それから、 どうぞよろしくお願いいたします。 か ね ちゅうとまってい お あ 学生にとっては Ę りまして、 あいうのは だん思っていまして、実は全然違う専門分野の あ 広告トラックみたいな、 あいうものをどうにかしなきゃいけないのかなとい 先ほど後藤委員がバスの話、 いかなきゃ あ ラッピングバスとか、あるいは最近だと電 あ いっ そういった面でも景観とい 都市計画で何かできなのかって言わ た動く景観もあると思うの 余りよからぬ商売の広告トラックがし まして、うちの大学の前に。 いけないのかなと日ごろ思って 夜になると光るトラックで バ あれ ス停 うの の話 で、 何ていうん は 何 をさ ١١ かうち いれども、 ろんな ١J 固 れ 先 定さ 生か たり 車 れ ま で ま

進士会長(どうもありがとうございました。

橋本委員、よろしく。

して、その交代と。からかわりました橋本緑郎と申します。前の委員は山本さんで宿支部から代表ということでいってこいということで、ことします。私、東京都の建築士事務所協会がありまして、そこの新ます。科、東京都の建築士事務所協会がありました橋本でござい橋本委員(今期から新しく委員を拝命しました橋本でござい)

のわらじを履いております。ども、そこで設計の仕事をする傍ら、大学で教えるという二足ンドティ建築研究所ということで、新宿一丁目にありますけれ私は、日ごろ設計事務所の代表をやっておりまして、エイア

ŧ うに感じました。 服する次第です。 せていただきまして、 ろ広告に関する、 んありました。ありがとうございました。 今冒頭にいろいろ新宿区さん、 きょう聞かせてい 広告物もいろんな媒体があるんだなというふ まち並みに関する思いやら調査結果や 余り私の専門ではなかったんですけ ただいて、 いろいろ思うところが ある しし は 日ごろの御努力に敬 関 係 の 方々 の たくさ 5 ħ 3

Ιţ いうんでしょうか。 の壁面にビルのサインをつけ 広告の関係にかかわることも多い ながら実物ができていくわけですけれども、 私ども、 その 建築の単体の設計やまち並みの設計ということ 過ぎるんじゃない 大きさやらつける位置やら非常に悩 日ごろ事 その 務 ですかとか、 所協会といいますか、 ようなものでも、 たりします。 んですけれども、 建て主さんといろ 建築の これは自家用広告と それでもそんなに 設 み まし 計事 設 例えば で、 て、 務 所 非常に それ 3 として ع IJ 物 て

いろ反省することもしきりです。あの文字はもうちょっと色を変えときゃよかったなとか、いろあの文字はもうちょっとちっちゃくしておけばよかったなとか、努力してやったそういう看板でも、その建物の前を通るたびに、

して、 ばありがたいなと思いました。 うことで、この会をおかりしていろいろ考えさせていただけ くというようなことのキー にもなってくるんじゃない 力だとかそういうものを大切に、 やみくもに規制していくわけでもなし、またまちのそういう魅 要はまちの美しさだとか魅力だとか、活力だとかいうことに対 ること多いんですけれども、 ですけ ま た 非常にかかわっている問題だなというふうに思ってい れども、 あ の 建物はうまくいったなというのも そんなこんなで、 広告がすべて悪いわけでは もっと魅力度をアップしてい 日ごろいろいろ考えさせら もちろん かなとい なくて あ る 7

今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

進士会長 ありがとうございました。

それでは、次、区民代表委員で、浅見委員からよろしく。

浅見委員

浅見でございます。

学経の先生方の後に、

番

に

東京都 なるんですけれども、 こてい 後の 美しい東京をつくる都民の会という、そこで運営委員をやら ただいています。 メンバー が美しい が集まって、 東京をつくるという景観の会議 素人レベルで発言させていただきま ちなみに進士委員が会長です。 私たちがつけたネーミングです を開い たときの これ が は

野澤委員も今おっしゃっていらっしゃいましたけれども、色が今の広告のことについては、やっぱり屋外広告で、一番先に、

東京をつくる都民の会として活動し

てい

ま

思います。たときに何が一番印象的かといったら、広告はやっぱり色だとっ張りぐあいとかもちろん関係してきますけれども、ぱっと見やっぱり一番目立つと思うんですね。大きさとか高さとか、出

たら、 うに思っています。 りごちゃごちゃし過ぎてよくならないのではない 思うんです。でも、それではやっぱりまち並みというのが、 目立つ大きさで、 制作者側、 多分ほかの 私 は 目立つ文字で、 よりも、 制 作 者 側じゃ どんなところよりも目立つもの ありません 目立つ色でやりた が、 制 作者 か なというふ と思うと 側 か を 5

っぱり崩している一つになっているのではないかなというふう が危ないとか、 貼りつけて、すごい量で出ていますよね。 ろいろ商品を並べたりして、 関係なくなるかもしれないんですが、 に思っています。 いうものの中で取り締まるという方法がないのかなと。 今、広告もそうですけれども、 通る人がというよりは、 もちろんこういうチラシ これは景観 路上に 景観とかまち並 ああいうの 随 分は 屋 外広 み ŧ な 告物 みをや 自転 して そう かも 車

ŧ いような形で、 たりとか、 変えていたとか、 するの 自 な意味で事前協議をやるということは、すごくいいことじ 企業によってはそこのお店、 動販売機も、 会社なんかも では いろん な まち並みにそぐうような方法をしてい い けれど な工夫をして、 あとは自動販売機の前にフィクショ 本当に先ほど先生方おっ たくさんありますよ ŧ 考慮していくという意味 そういうものがずばり見えな そこのまち並みに合っ ね しゃ そうい しし まし る自動 では、 たけ ンをつけ れ 販

ゃないかと思います。

写真が ます。 それが同じ大きさ、同じ高さの広告が、まちの中にその の  $\Box$ Iッパ トになって、 もの自体がアートになっているようなこともたくさん見かけ ま た、 あったりしていても、 の ほうの国では、 余り詳しくはわかりませんが、私が何 かいてある内容とか全然違って、写真も巨大な とっても大きい広告があるんですが、 それが上手に組み合わされ 回 か行っ <del>ر</del> ま らまア そ

きく、 いうものが そうじゃなくてもう少し周りを見た色とか、 だ から、 少しでも派 特に あっ てもいいかなというふうに思いました。 歌 手にというふうな広告が目立ちますけ 舞 伎町なんかは、少しでも先へ、 周りを見た広告と 少しでも れども、 大

以上です。

進士会長 ありがとうございました。

すけれども、 間が大分たってから発見されたなんていうことをよく耳に りが行方不明になっちゃったと。 ようなきめ 大浦 では、大浦委員、 近、 委員 マスコミをよくにぎわしております百歳以上の の 細 町会活動も、そこまでいかなくても、そこに近 区の町会連合会からきました大浦とい かい よろしくお願いします。 活動ができたらいいなと思っており あるいは亡くなって い から、 ま ま お र् कु U 年 ま 時 寄

> ご上。 くわからないんですよ。後ほどお聞かせ願えればいいと思うんというふうになっているんでしょうが、この審議会の意義がよ

許可制. うちも って悪いんだというはっきりしたあれがない よ。十八歳超えたら見てもいいよと。 得力がないといいますか、一八歳未満は、これ見ちゃいけな てくれるんですよ。手数料を出さないと許可してくれな わからないことがあるんですけれども、 きょうは広告物ということで、 僕が思うには、 になってい 商店をやっていますので、 まして、 悪いものは悪い。 立て看板でも許可 いろいろ広告物 わかるんですけ 悪いものは、 だから非常にその 手数料を出すと許可 制 ځ で、 れど が だれが見た そこで一つ 出 ŧ ま Ь た。

で、 れは独自に新宿区自体でもって条例をつくっていけばいいこと ども、先ほどのスライドというか、あれ見ていましたら、 っぱり地方分権とかで、 都と連携してとか、 行動が伴っていない、 それと今、 東京都なんて相談する必要ないと思うんでね。 盛んに地方分権、 東京都と相談してと言われるけれども、 地 方分権とい 何か口ばっかりあれしているけれども 地方分権と言われて それは、や い ますけ 東京 ħ

線の大久保駅、 それで、 通りに 御存じかどうかわかりませんけれども、 店もたくさんできました。 玉 の これに関連し お なるんですが、 ţ 店がたくさんできました。 あるいは山手線の新大久保駅、 八年前、 て、 あそこに韓流ブームじゃな 余りにもごみの出し方初め、 僕の住んでいるところは大久保通 ところが、 また、 今から七年ぐら JRです よその あそこずっと大 か、 いけれど 国 中央 人の 転

れども、

لح 11

ますの

んは、

大分前

から続いているそうですけ

て

その

前は、

ビルとかそういうものをやっていたんだ

例えば今回はたまたま広告物をテーマにしてやっ

景観まちづくり審議会、これはどういうものかよくわからない

きょう初めてお邪魔しましたけれども、この

新

宿区

そ

れで、

東京都の第三建設ともども行っております。 それから違法駐車とか自転車、そういうのを警察官ともども、 から、 れからごみの出し方、 それでもってそういう看板とか広告物を、 久保・百人町クリーン活動協議会というのを立ち上げまして、 もそこらへほっぽらかしているし、もう看板はそのま 二つの商店街、それから四つの町会でもって連合しま あとあれですね、 商品は出しっ放しということでもって、東京都 所、それから新宿警察、新宿区、それから私ども商店 何しろ焼肉は汚いのを出すんでね。それ はみ出し商品、それから看板ですか、 あるいは 自 第三建 して、 ま出 そ 大

たいと思います。つながるのかよくわからないので、そこら辺を教えていただきですから、そういうことが、このまちづくり、景観審議会に

以上です。

進士会長 ありがとうございました。

今御質問だったけれども、答えは後でやってください

では、次に福井委員、お願いします。

で出させていただいております。くて、新宿区商店会連合会として出てこいということで、それことで出席していましたけれども、今回から神楽坂だけじゃな福井委員(福井と申します。前回は神楽坂通り商店会という

の大きさにみんなが驚いて、事業者と話し合いをしてやった経失敗した例では、某居酒屋チェーンが店を出したときに、看板くなっちゃうんですけれども、広告に関しては神楽坂でもってら出たことがないものですから、神楽坂の例をどうも出しやすどうしても、やっぱり地元で、神楽坂で生まれて、神楽坂か

してもやっぱりうまくいかなかったという経緯が。っとっているんだというようなことでもって引かないと。どう緯があるんですが、なかなか彼らは彼らの考え方で、法律にの

とは、 すので、 くれたことなのかなというふうに思っています。 が出店するという、それは事前に入って、 回答があったので、 和民の本部とかけ合ったところ、 それから、 一つは僕らのまちづくりに対する理解度が上がってきて 迷惑はかけないんじゃ また次の機会には、 割とうまくいったかなと。そんなようなこ ないかというような本部からの 今 度、 神楽坂にふさわしいお店 別の居酒屋チェー 看板のことを事 を出 前 ン 店

ちょっと荷が重くなってきたなという。 うなことに大分徹底してきたという。 神楽坂だけじゃない、新宿区のこともやらなきゃ ていきたいなというふうに考えています。 を早稲田通りに面しては探すのに苦労するぐらいない おかげさまで、 僕らの神楽坂通り商店会に関しては、 それを、 そういう意味では、 まち全体に上げ いけ ない اع うよ の 販 で、

頑張りますので、よろしくお願いします。

、JSツサッザッドトには。進士会長、どうもありがとうございます。さっきの神楽坂の

話、何か提案していたね。

福井委員 そうですね。

士会長

あれどうですか。

5ものですから、歩道上なので、大体でも三・五メートル以上福井委員 とりあえず車道に面している建物というのは今な

はみんなあると思いますから。

後藤副会長 二・五まで下げたらどうかという...... 進士会長 あれはもっと下へ下げろということ。

ちょっと疑問に感じています。 目線の高さまでおろすのが本当にいいのかどうかというのは、ので、三・五は必要なんじゃないかなって逆に思っているので、いう場所は、やっぱり車が通るのと歩車道の区別のない道路な法的な規制の中で三・五を維持するような。逆に、本多横町と法非委員 どうでしょうかね。我々まだそういったことは、

どうぞ。おろしてもいいことにしたいというんでしょう。そういう趣旨。と上に上がり過ぎているので、もうちょっとおろそうかという、い感が出るという判断なんでしょう。だから、三・五はちょっ善進士会長善あれは、事務局は、目の中に入ったほうがにぎわ

とね。 これるというわけだ、調査したら。そういうこ 進士会長 ああ今既に三・五をクリアしていないで、みんな

志原主査 余り言いづらいんですが。

福井委員 そういう意味では、我々のところは歩道上にある進士会長 それに逆にルールを合わせちゃったらどうか。

ので....

進士会長歩道上だからね。

進士会長 歩道上だから、下げても差し支えはない。福井委員 はい。余り気にはしていなかったです。

福井委員 そうですね。

進士会長はい、どうぞ。

せんでしたっけ。 後藤副会長 バナーをたしか商店会連合会か何かが出されま

福井委員 神楽坂ですか

後藤副会長ええ、共通の。

福井委員 はい。

っぱりそこのまちの歩道幅ですとか建物の間口の大きさですと ら突出するものは、一概に三・五か二・五かというよりも、 ナー と、やっぱり読めないですね、 三・五メートルをクリアしてバナー 福井委員 ちょっといろんな要素があるなとは思って伺っていまし みたいなものは少し下げてもいいんですけれども、建物 藤副会長
それは、 バナーに関してはもっと低いですね、 公的なところから出しているか ちょっと高過ぎて。だから、バ が出たんですね。 我々は。 そうする ゃ か

後藤副会長のあ、そうですか。

ですけれども、我々一切受けていないので。広告費を出すから出させてくれというような申し込みもあるん例えばマンションの計画があると、バナーを全部やりたいから、福井委員(逆にさっき先生のおっしゃったような企業からの、

後藤副会長(すみません、途中で口を。)

コヨミュン お見い ハボー。 進士会長 おもしろい話ですから、本当はやりたいんですが。

和田委員、お願いします。

タ、三平ストアとか紀伊国屋地域で景観とかをやっておりまし宿駅前振興組合と申しまして、こちらの靖国通りを挟んでアル和田委員 東京商工会議所ということで出ておりますが、新

すいように御影石で全部舗装させていただきました。えるように配慮してまちをつくりまして、あと歩行者に歩きやいても、新宿区の木がケヤキなんですが、ケヤキのみどりが見て、私どものまちとしては、まち角、どこの角に立っていただ

す。 八年になりますけれども、オープンカフェなどをやっておりまくのほか、地域にストリートファニチャー及び最近、約七、

し看板、 ころのところふえてきまして、区の道路監察、ともにやって お れば一番の歩行者目線だと思いますので、 るんですけれども、 先ほど浅見委員のおっしゃったとおり、 ていただいたり、 ほどおっしゃったとおりちょっと考慮していただいて、そうす と一緒に、 そして、 願いしたいと思います。 置き看板、 モア四カフェというところで五百鉢、花を植えさ 昨日もこちらの区のみどり土木部及び新宿署の まちとしては一生懸命やっておるんですが、 ちょっといま一つなもので、景観部門、先 それから商品陳列及び桃太郎 道路の歩道上には ひとつその辺を切 旗 か なりこ み出 せ 犯

進士会長 ありがとうございました。

阿部委員、よろしくお願いいたします。

とを改めて考えながらきました。思っていまして、逆にそこで自分が何を思っていたかというこに来た感じですごく後藤委員と進士会長のお話を聞いて楽しく間過ごさせていただきまして、単純にいいますと、大学のゼミー阿部委員 阿部でございます。前回も進士会長のもとで二年

コンサルでございますが、実際、今矢来町に住んでいますので、今、私は仕事は設計、建築とか都市絡みの設計をやっている

それでやっています。る人として、ここで基本的に発言をしようと思っていまして、あくまでも一住民といいましょうか、そういうふうに住んでご

ろです。それでこういうふうになったと、実はすごくためになったとこくれでこういうふうになったと、実はすごくためになったとこ文京区とか、あとはみなとみらいとか、いろんな記載があって、うのをいただいて、あれざっと読んで、例えばほかの京都とか、先ほど広告のこの資料、それを見まして、特に参考資料とい

はやっ ζ 士会長、 私 のなので、そこでどうしたらいいかという話のときに、 というのは建築と一体である、 じましたのは、 当然より厳しい、 れ大丈夫だなとか、これどうしても違和感がというの 法的なものでやります。 そういう形でやっているという点や、 すとガイドラインとしては四メートル、 ま つだろうと。 持する分には、 には低彩高明というんですけれども、 きょうは 色彩と物的なボリュー 改めてびっくりしているところなんですけ ぱり規制があっていいんじゃないかなという思い コモンセンス、一般的に自分が感じたときに、 新宿の規制だったんですけれども、 あとボリュー それほど違和感ないだろうというのが 先ほど話もあったんですけれども、 広告物なしですか、 でもそれといっても、 ムは、これいたし方ないんですが ムなんですけれども、 どうしても使命を帯びてい 京都。 それから場 低い彩度で高い明度 規制じゃ かなり徹 やはり結局、 れども、 例 色彩が基本的 ない 所に えば やは Ιţ 文京区 前 よっては h ああこ もっと んですが、 提の り広 私 が を維 る が感 ŧ

新宿区は、景観地域ですか、でも地区が今回あると思うので、

の特色をちゃんと出していけたらベストだと思っています。思っていいと思うんですけれども、やはり何かかけてそのまち地区、五つですかね、それなりのやっぱり規制の仕方があると

は個人的なこと。 ば外濠走って、 りながら、 月 ングしても、 ちなみに、 一回ぐらいはジョギングして、千代田区の周りのところを 違和感があるときとないとき大体わかるので、 やっ 私、 例の看板は、 外濠は週末よくジョギングしま ぱり違和感がありまして、何とかしたい 列車に乗ってても、そこをジョギ चे च 皇 居 と実 例 ŧ え 走

三割以 ます。 てもちゃんとした形でやっていかないとまずい ۲۱ ۲۱ 屋チェーンの看板が、 少しばかりかかわらせてもらっているんですが、その あとは神楽坂のまちづくりも、 とんでもない看板を出す方がいて、 下といっても、 やっぱりその壁面で一割か五割規制し 壁面がやはり大きい 福井委員がやってい やはりそれはどうし んですね。ですから かなと思ってい Ħ ま 居 て、 酒

提のもとで、いろんなことを発言できればと思っています。ほかの人も多分いいというふうに思ってくれるだろうという前ふうに思っていますので、自分がいいふうに思うのと、思えばやはりそういう意味で、環境、景観と、一つの公益だという

進士会長 ありがとうございました

以上です。

大野委員、よろしく。

目ということで、 委員 お わかりだと思いますが、 御 苑 のそばの内藤町に住 私自 身 景観を変えて、 少しでも、 んでい 景観審議委員であ 前からいらっ ます大野です。 しゃ

。)以上は、自分の景観をということで涼し目にしてみたんです

ざいま がら新 数年、こよなく新宿を愛しているという立場です。 げ ましたけれども、 私 宿の 公募 大体のところの地域は、 Ū ) た 理 新宿で生まれて新宿で育ちまし 由は二つありまして、 頭に浮かぶという自信がご \_ つ は はば てもう七十 前 回 いかりな 申 L 上

して、 えて、 ヾ しまうと。こう思いまして、 売却しまして、御苑のところ、 した。地域の一つになっておりました。 えたりということをなさっていただいております。 に大変でしたけれども、 自主的に保守的な、 をかけて地区計画をつくり上げて、 ま放置したらば、 ました。 ふうに自分では思っておりますし、 たまたま、 地区計画をつくり上げました。 新しくお住まないになる方は、 ほとんどが古木がありまして、 移しましたところ、 私はその三分の二を高田馬場の 私が住んでいた開発地域と変わらなくなって 今まで開発地域にいながら保守的 了解を得るには。 当時の町会長と相談をし 大変いい環境のところでござい 内藤町のところに住 三階建てまでということで 現在も皆さん、 大変いいことをしたという 生け垣にしたり、 大木もあります。 バブルのときに資産 九十何%の了解を得 商 店街 みどりを植 まい で過 な、 て、 木を 八年 本当 の U ま を ま

いたしました。 そういう立場で、ぜひこの委員会に参加したいと思って応募

域で見ますと、あそこに、四谷四丁目にアキレスという大きなでも繁華街にいましたから興味はございますが、四谷という地広告ということでございますが、私自身、大変そういう意味

これに した。 板がござい かかったのか、 まして、 この新宿御苑みどりと眺望保全地区 行政指導でこれが太陽パネルと変わり ま

な出来事の一つとして、 は喜んでおります。 だったんですが、 見ると、 おっしゃっている方が多い。これは景観まちづくりの中の まりない状態だったのがなくなりました。大変そういう意 板だったので、窓に真っ赤に映るんですね。非常に不愉快 の人たちが、これが点滅する大きな真っ赤なアキレスという看 い点では、 あああそこが私のうちのそばだというふうにい 私などがこの京王プラザとか高層ビル 悪いところは私の住まいを含めて、 ほかの方に聞きましても、大変よかっ 私は喜んでおります。 そ の L١ 上 大き たと 味で いきわ 目印 地 か 域 5

い る。 です。 あ で に うふうに点滅をいたしております。 どういう状況であれができ ネオンのボールみたいなものがくねって、 がたいと思っておりますが、それは、 地域に一つございます。 いずれそれをお考えいただければ るのかどうか私はわかりませんが、気になっているのが四 を持つと同時に、 たのかよく 特色 あろうと私は思っております。 ちょっと気のついたことは、これは広告というふうにとら 域 の の およそ三十メートルぐらいの建物でありますが、ここに れは に を強調するという意味では、ある意味の主張する あるものですが、 調和するのかどうかという点では、 わかりませんが、建物自体もくねった建物で、非 文字を書いた広告媒体ではありません あ れがよければということで、これが多くな そこにネオンのようなものがつい それが果たして四谷 表通りに建ってい 赤 黄、 私は大きな 緑、 が、 の 青 と い るもの )商店 あり 一谷の も 物 て

> には、 ったものはどうしようもありませんけれども、 これが私は大きな疑問ですね。 た地域に住んでいる人たちの了解を得られているのかどうか ああいう建物を建てて、 中で事前協議がなされるような話がございました。 ただければありがたいと私は思っております。 τ 地域と事前協議を必要とするようなほうに発展をし くと思 では あるいはその地 ない ま のかな。 せ h が、 そこにそういう色彩を施すという場合 この \_ つ 域の商店街とか町会とか、 場合、 ああいうふうにつくられてし の 既成事実になることはちょっ 考えますことは、 先ほどの説 少なくとも そうい やは 前の て ま

以上でございます。

さっきから大野委員ずっと見ていたんですよ、 進士会長 ありがとうございました。 涼しげ だなと

思って。

ているというのを自覚されて、 であって、 進士会長 大野委員 だからみんな自分だけ、 別に意図はござい 私のお家も景色の一つ」 本質をついておら ません。 自分が周りの風景をつくっ さっ というの ぱ りとし が景観 れる た の 標 語

大野委員 そうですか。 冬場にはまた冬場の.

ねと言うんですよ。 進士会長 冬 場。 大 野 沢村貞子はもっと言ってい 変員み たい にいい 景色と呼 て、 ぶい の い で。

提坂委員 よろしく。

す提坂温子です。 坂委員 初めまして。 今年 度 から委員をや 5 せ て しし ただき

ま

に 私は皆さんとちょっと 入りました。 静岡とか横浜、 違いまして、 宮崎 新宿は 東京都内では文京区と品 今 住 h で 丸 七 年 目

川区にも住んでいました。

ということがすごく大切ではないかなと思うんです。 む人、そこに住む人だけじゃなくてそこに働く人、そういう人 規制とかというものじゃなくて、 ると思うんですね。 してきた地 りますし、 たちすべてを含めて、その地域をマネジメントして景観 いるということは、 はりちょっと景観のことで私が考えることは、 域の暗黙のルー あとはやはり今いるとほとんど無自覚のうちに ですから、 やはり地形もあります、歴史的 ルとか、そういうものとい 本当に規制とか保全とか開 その地域を、だからそこに うの 文化 観 を生む が 成 が も で 立 あ

どれだけ享受できるか。 Ιţ そこは一番大切なところであり、 いますね。 ときに上がると思うんですね 上がるんじゃないですか、 によって、 そういったときに、その会社にとって景観を考えるということ ですから、 その広告物というのはすごくちょっと異物だと思うんです。 自分たちがもらえるアメニティー、そういうものが あれは外堀通りに面しては、 最初に言った広告物に関して、すごく赤で書 企業イメージですね。 もしみどりとかそういうふうにした それが景観を保たれるために やはり水とみどり 企業イメー ジが が ١١ あ て

事前 こで見たり に対する利益というものを考えていただいて、それでまちづく ましたけ ですから、 に今さっき言ったように、 ば 観づくりというのは、 しし れども、 け 感じたりし やっぱり企業に対しても、景観を大切にすること ないんじゃないかなって思います。 やはり私たちがいろんなまちを歩い たものを話し合って、それでやってい 本当にワークショップというか、 広告物をよく調 がてい Ţ そ か

> ラー ク通りのところに住んでいるんですけれども、 コーンが早稲田大学で置かれていて、 で、 今ちょっ と後 藤委員がいらっしゃ それが何 る あそこ の で、 か に赤 コズミッ 力

たものです。 提坂委員 それが何かすごく景観に合ってないので、気にな援藤副会長 学生が自転車をとめないように。わかりました。

提坂委員(ぜひ、御配慮のほどよろしくお願いします後藤副会長)はい。私、キャンパス整備担当で。

進士会長 どうもありがとうございます。以上です。

それでは、続きまして竹内委員、よろしく。

しくお願いいたします。 竹内委員 初めまして、公募で応募しました竹内です。よろ

察と一 も茂っ から、 のが、 る会とかいうので、 が出てい は余り考えないんですけれども、 いるんですけ 住 それと同時に、 私は、 というの んですけ んでいる者なんですけれども、 緒 ていまして、 道路に出ているものを、 そのケヤキで隠れていますので、 に取り締 る感じがあるんですけれども、 市 ů, I れど 谷の早稲田通 れども、 早稲田通りも、 とても歩くのに ŧ まりに行っ でもやっぱりケヤキが多い、 広告については、 今みどり、 この早稲田通りを見ますとケヤ ij たりするのにも協 神楽坂通り、 そして環境を考えなが 今度は少し広くて、 お勧めの通りじゃ ちょっと不愉快だなと やっぱり道路が狭い そして地区協で将来 やっ それについ 出ている看板 ぱり目の位 外 堀 力したことがあ 通 な IJ 中に中央分 ては の ら歩い も + か に 像 あ -がとて とい つ た お店 で ١J 考 IJ す て う て に

えまし っていらしたようなことも思いながら、このあれを、 ĺĆ 板たちのことを考えると、 る て あ は 板 が J R た れでいいのかなというのは、 を気にしないような感じなんですけれども、一番 あるものですから、より一層広くて、そん 市ヶ谷 駅におり立つときに、やっぱり水面 帰ってきたなというほっと感と同 やっぱりそこで皆さん なに 資料を 步 に !映る ĺ١ 気 が言 て 考 時

L١ け 環境や公共性を考えた広告について、 たらと思います。どうぞよろしくお願いい 皆さんと一緒 たします。 に考 えて

進士会長 どうもありがとうございました。

では、 最 後に鹿島委員

とで、 随分私自身もまた勉強になりました。 長に就任いたしたところでございます。きょうは景観というこ 鹿島 一通り皆様方のいろいろな御意見を聞いているだけで、 委 員 鹿島でございます。 ことしの四月に、 都 市 部

思って、 烈な印象を持ったことを今思い出していたんですね れども、 は非常に気がついたときに、本当に日常見なれていたんですけ たんですけれども、 通りを大ガードのほうにぱっと向かっていきますと、 この半年以上、 昔 随分周りの風景といいますか、変わってくるなと、 あったエプソンのブルーの看板、 もう少したっているかもしれ あれが、 ああというと、あの印象というの 大きなもの ません お が、 いやっと が うあっ 靖 強 玉

いう立! 致とかという話があって、 いるわけですけれども、 そ れ で、 あ 冒 l頭 で るいは安全 進 士会長のほうから、 安心というようなところで規制 広告物条例につい 歩進んで景観というふうになりま 昔、 我が国では ては 美観 風致と を 風

> させていかな ゃ は 有 1) きも の文化 ま ち の l١ け 的なもの、 歴 ない。 史を含め た地域の特 そういったものともまたマッ 性 あ る しし は そ の チ

かなきゃ うがいいのかもしれない、 ろでございます。 なのか、 あるんだろうと思いますけれども、 発展していく部分については、 まちの魅力といっ 一方で、 むしろ地域 いけないということを考えますと、 事業活 たもの 動に規制をかけて、 Ĵν I が、 ルみたいなものをつくり上げて そういっ やはりまちの知恵でもっ やはり行政としても応 たような感じも受け 規制だけでできるのかどう まちのにぎや いろいろな方法 か て健 さと たとこ して くほ 全

年間、 たということでございます。 様の御尽力によりまして、 から設置されておりまして、 議会そのものが二十三区的、 l١ ずれにいたしましても、 非常に先進的な取り組みを、 新宿区は取り組ませていただいてき 景観法が十六年にできる間、 あるいは全国 こういっ それぞれの歴代の委員 た 調 的 査 に見ても平 活 動 こ の -成三年 景 + の 観 뱝

をかけ 例は御紹介させていただきましたけれども、 ま うぞよろしく すけ この 皆様方の御意見、 まとめ ζ 広告物についても、 れども、 っていけ 任期も七月一日から始まったばかりでござい きょうは調査報告を中心に、 協 れば 力 の いほどお ありが いろいろと参考にさせてい 非常に 顔い たい 申し上 <u>)</u>難し なと思っており いナイー げ これから少し 例とし ブな問 ま ただきながら ζ 題 の ますの で、 四 も 時 つの あ IJ

ありがとうござい まし た

上、これで委員の皆さんの御紹介と意見をいただいたと思

よろしいですか。いますが、特にもう一回、忘れていたという発言ありますか。

けです 画がありましたね、 宿全体のまちづくりを景観の面から、大きな計画をつくったわ はこれをやるとか、 お答えすると思い れでは、 ね お手元にいっているんでしょう、資料は 事務 ますが、 局から、 それをずっとやってきておりま そういうんじゃなくて、 広告物のこういう個別に、こ 先ほど大浦委員が 今までは ねっ 事 まさに 務 の 局 とき 観 新 今

やってきたんですね ちづくりを支えようと、そういうのに合うような仕事をずっと 全体が、 で、 すると思い 御感想を持たれたかもしれません。きょうが普通よりちょっ 暇人だなというか、こんなこと一つずつやっているの その中の広告のことだけがきょう出ましたので、何かお 非常に細かい話をして、 久保通りは大久保通りらしく、そういうよさを生かしながらま の看板とか色彩とか、そういう狭くとらえないで、 いまして、 ですから、 景観まちづくり審議会は、 それぞれのまちが個性を持って、 ますが、 だからちょっと今、言いわけはこれから事 きょうちょっといきなりこういうので説明し 私が事前に言いわけをするとそうい しかも景観ってうんと広いんですが、 いわゆる景観といって、 元気で、 それこそ大 新 かとい 宿 先ほど まえら の うこと 務 まち τ̈ 局 う

おきます。るのかというのではないので、ちょっとそこだけはお断りしてラフが出ましたりして、ちょっとこういうことを毎回やっていきょうちょっと非常に何か学会の論文発表みたいに丁寧なグ

事務局どうぞ。

できる団体でございます。 政団体になりまして、 成ガイドラインの策定や変更、 りまして、 IJ きるようになります。 います。 観まちづくり審議会につきましては、 への意見聴収が必要になってまいります。 まし 進士会長がお Ţ 景観計画に合わない 景観 新 宿区 本日 まちづくり計画の策定や変更、 一景観 話しになったとおりなんでござい 配っ た資料 そのような措置をとる場 景観行政団体というの まちづくり審議会について総論 景観法はかなり強力な権限 ものに対して変更命令や勧 の 中で、 それから今度、 景観まちづくり条例 参考資料三とい Ιţ それか 新宿区 合、 景観 こ ますが、 を持つ しも景観 ら景観 うの の 法 告が を運 審 ては 議 に が 会 で て 用 行 形 ょ

ます。 ありますとか、 に区としての景観行政を進めていくというようなこともござい んに審議していただきまして、 それから、 区長が本審議会に対して、 あと景観 景観形 成に関する重要な事項なんかも 形成に関する区長が 答申をいただい さまざまな施策を諮問 必要を定 ζ それ め 定め る でも 皆 る 項 لح 5 で

たい 条例で位置づいておりますので、 新宿 と思いま 区の景観 行 政の大きなかなめということで、 ひとつよろしくお 審 願 い 議 い 会 は た

宿独 り区は 士会長 自 という励 [のこと をやっ ましが あと新 L١ てい ており 宿は あり ると思い まし 新宿で、 ますので、 たので、 ますので、 都なんか無関係 それもか 多 分、 御 理解くだ 大浦委員 なり で頑 新 のねらい 宿区は新 張った

大浦委員 ありがとうございました。

進士会長 まあ本当は景観まちづくり、先ほど大浦委員たち

りやらなきゃ するとか、 道路の整備の仕方そのものからちゃんとしない それやっているとだんだん、もうちょっと家のつくり方 ようと。 それぞれのまちが、まち全体で、コミュニティでいい をさっきお話しになりましたが、そういうことそのものが実は が いうふうにだんだんなって、それで区全体では、その川 おや 観まちづくりなんですよね。ですから、そういうレベルで、 りになっている大久保通りで、い 気になることは直すし、汚いところは 通りをどうするとかって、例えば景観全体 いけないと、こういう話なんですね ろいろ活動 といけ **いきれい** され ないねと をやっぱ にするし まちにし とか、 たこと をどう

ので、ぜひこれからもよろしくお願いしたいと思います。った大久保通りの仕事が景観まちづくりそのものだと思いますですから、一番の基本は大浦委員が実際に今までおやりにな

それから、先ほど四谷三丁目の建物。

ごらんになったんですか)

大野委員

色は気がつかなかったんだけれども、さっき言った色は韓国の進士会長(私はあそこの会合に行ったことがあります。その

得するというのは、

商売上はね。

大野委員 五色か六色、六色ぐらいですかね。国旗の色じゃない。

とも。 韓国の国旗の色ですよ、その組み合わせは少なく

大野委員 非常に目立つんですよ。

ラブって大きい字で、 士 会長 じゃあ企業名とかやったら看板になるのか。芸術と、 まずパ れ ハブリッ がね、 彫 刻ですね、一応あれは。だけ クアートというのがあります。 だからここは、 今度さっきの ど、 看 例えば 板 あ の

どこで区別するんですかと、そういうことになりますね。つまりオブジェとかスカルプチャーというのと看板というのは

とした背景をつくると、 になっているものだから、 じビルが十個もあれば、あれつまらないものなんですよ。 から、 学校は。 くるほど、真っ赤な看板が、やっぱり一番得しちゃうわけ ゃうという。看板もそうですよ。 置いちゃったんです。だから、 いにしてね。一番最後にあのモード学園は入ってきて、 て非常にきれいに整備したんですね、 実は。それで、ちょっとせっかく新宿は、 一個一個ちゃんとして、 つまり、 それから、今、 あれがものすごく格好よく、 東京モード学園ね、 風景というのは、 建物本体がもう看板、 最後に一番格好よく目立つのが入っち それで公開空地をとってみどりも いってみれば先駆者が努力して整然 そういうふうに背景と点景 あれはここで審議 後ろはとっても整然として 整然とした風景をつくればつ 輝くわけですね。 都庁を中心に あの鳥 西口全体は再開発し したんですよ、 の巣の何だ ね。 あれ ぽ ん ビルは の と 同 ね 関 しし あ る の

しれませんよ、 といっぱ ない、それこそダサいほうが好きという人だって人口からい です。だけど、 さっ 高い企業イメージを維持するところはみんな品よくやるん きの提坂委員おっしゃっ いいるわけですから。 世 ただ落ちても商品を買う人もいっぱ の中には、 購買というのは、 た 企業イメー ジは落 むしろそうじゃ ちるか いるわけ う ŧ

だめなほうが得という商売はいっぱいあるわけで。ですから、任だのという議論だけでは、やっぱり淘汰されないんですよね。(そうすると、なかなか企業の社会的貢献だの企業の社会的責

そこが、 かくの努力を泡にしてしまうなのは、やっぱり少しコントロ ルしないといけないということですよね<sup>0</sup> そういう漁 夫の利みたいなのと、最後に入ってきて

I

本当は ているのを評価してくれるようにだんだんなるといいですね ぱり本当は区民がそういう企業を軽蔑して、 これから景観行政はまさに本番に入っているわけですが、やっ に基づいてそういうことがやれるようになったはずなん そ れで、 ね それも大事な景観運動ですよね。 先ほどの事務局の説明のように、景観法という法 いいまちに貢献し んですね。

が新宿区にあれば、 のをつくる以上は、 それから、 セスがあってもしかるべきじゃないかという。 大野委員 今の韓国の話は、ちょっと文化が違うというか それが悪いということじゃなくて、あれだけのも だめだということじゃなくて、そういうプ 事前に地域に説明をするというふうな前提 な

進士会長 あ れはいつできたんですか、 あれはだれ か

大野委員 年ぐらい前ですか。

進士会長 国 の 建築家がやったんですか、 あ れ は

大野委員 そう聞いていますね

進士会長 大使館ですよね、 あれ。

ますけ もう警備隊 しているの 大野 ·れども。 委員 が、 で、 年ぐらいいて出ると言っていますね。どこ 動 時 隊がいて、 的にきているらしいんですけれども、 非常に不穏な雰囲気になっ てい ただ か直

士 そういうものを気にしない文化みたいなんだよね。 슷 十字架を真っ赤なネオンで包んでいるのおわかりでし 長 韓 国 に行 かれると、 どのまちに も教会が たくさん だか

> 5 がちょっとあるかもしれない そういう文化 の 違 ١١ がね、 ね 異文化が入ってきて、 そうい う

ますね。 前 にちょっと話すような機会があったらと思 L١

ない 進士会長 な。 都で そうね。 やっているの あ れはただ区に相談し な ١J 規模 か も U れ

だから。 から大野委員が意見を言うことは全然問題ない。 に協議した覚えはないですが、 進士会長 折戸課長 その建物については、 地域の方が、 四谷につくるんだから。 調べてみないとわかり 私が課長を やっ 地域住民なん それは、 て ませ しし た 'n

てもという感じがしたものですからね いませんから、ただ相当目立つものですから、 大野委員 商店街 からだめだというようなうわさは 事 前 に 何 聞 か ١١ あっ ては

- 30 -

だろうと思い しょうし、 そういう積極的な看板というか、 が言われたような、 いうために、 進 そういう議論まであるし、 士会長 幾つかの細かいところでコントロールしてよりよくすると 今言ったようなモラルとか企業のあり方とい さて、 今の基準とかを見直すとかね、 ますし、 むしろお金とって公益性に還元するような きょういろいろ御発言があっ いろいろまだ議論があると思い それから事務局が提案したよう 広告物行政の扱い方もあるで そういうのもある て ま 藤 ます 委員

ったんです。 関 のがあると悪いものが気になるし、 のコントラストで、悪いものの中に悪いものがあると、 和田委員たちは努力してこられたね。 をむしろ抑えるというか、 駅を中心に本当にケヤキをやって、 るというのが うふうな新宿の代名詞みたいに、看板というのは非常に 新 係といいますけれども、比較だ。 宿というと歌舞伎町で、ぎらぎらにぎやかな看板ね。 非常に丁寧な質の高い新宿の歌舞伎町のイメー あるんだけれども、だけど和田委員たちは 本当に格調高いまちにしようとして 比較なんですね。図と地 舗装に御影の立派 ですから、景観は な石 そうい ある い 新 [を使 宿 11 種 ジ の も の

うわけにいかないので、 ځ れは似合わないよねという、それぞれ地域によってかなり違う を見る。 それぞれやっていくという話になってくると、どこかだけとい これからこういうレベルの看板でいいだろう、だけどここはそ ですから、 そして、 なるたけ地域が、それぞれが魅力的に映るように このあたりは看板があっていいんじゃない いつも全体を見るんですね、新 宿全体

あって 方があると。 研究室、工学院もやったけな、あれ。 ょうお休みの西村委員たちの研究室、それから後藤委員たちの その小さな冊子ですね。 お 分担してそういうのをやっていただいたんですね。 手元にいっているというのは、 較的 61 61 宿 iの景 あれはだめ、これはだめなんていうんじゃなく、何 h だと、 看板大歓迎のところもあってい 観まちづくりは、丁寧に地域ごとにいろんなあり その中間もいろいろあると。そういうよう それで地域ごとに調査をしました。き 竹内委員にもあり いろいろやってい い Ų 全面 ま ですか ただい 禁止

> でも ろいろ御意見をいただきたいと思います。 こうと、 をつくっていこうと。 そんなやり方で進めてい でも ない、 ちょうどそのバランスをとりながら全 新 宿の 魅力や、 ますので、 新宿の風格をつくって ぜひこれからも L١

כט
IJ
が
۲
う
ご
ざ
١J
ま
し
た。
0

<b>\$</b>	\$
三、その他	
\ \ \	<b>* * * * * * * * * *</b>
進士会長	それでは、どうぞ事務局、何かありますか。
折戸課長	事務局からということなんですけれども、今回の
議事録ですが、	か、個人情報に当たる部分を除きまして、よろしく
お願いいたします。	<b>します。</b>

願 次回の審議会でございますが、 l たします また通知によっ てお 知ら せ L١

たします。 'n から、 先ほどお話ししたんですが、 景観 の 事前 協 議 制 度

ので、 御連絡したいということでございます。 生した場合、 告や変更命令を検討する場合がございます。 の届け出、 急遽審議会を開催する場合もございますの 行為の届け出につきまして、 この審議会の審議を経てやることになっ 景観法 そうした事例 に基づきます で、 7 その l١ 際は ます が 発 勧

んですが、 それと幹事 士会長 ですか。 `務局からは以上でございますが、よろしいでしょうか` よろしいでしょうか。 それでは、 の皆さん、 委員会、 せっかくおいでですがいかがでしょう。 もし御発言なけ 特に御発言ありませ れば閉じたい んか。

特にございません。

どうも御協力ありがとうございました。お開きにしたいと思います。いうのでちょうどですので、もし特に御発言なければ、これでは士会長(それでは、大変長い時間、私、一応目安二時間と

午後四時五十七分閉会どうも御協力ありがとうございました。